

上益城郡PTA連絡協議会研修会開催

令和5年1月14日(土) 嘉島町民会館にて、上益城郡PTA連絡協議会研修会を開催しました。

今年度は、3年ぶりとなる対面での研修会を開催し、県PTA教育振興財団理事長曾我邦彦様とサポートクリエイターの松本ゆう子様をお招きし講演頂きました。

曾我様の講演では、これまで歩んで来られた活動をどんな思いで続けてきたのかを熱く語っていただきました。また、最後に「今日の講演がこ



れからのPTAの一助となるなら幸いです。今後とも、日本の未来を支える子供たちに、夢と希望を与えてください。」と、会場の会員の方々へのメッセージで締めくくられました。曾我様の熱い思いが胸に響く言葉でした。

松本様は、「ご自身の子育ての経験をふまえて、優しく包み込むような語りで、講演いただきました。

「何があっても子供の応援団



でいましょう。」という言葉がとても印象に残りました。今回の内容は、コロナ禍でのPTA活動やご家庭でも参考になるものになったと思います。

ご参加いただいた会員の皆さま、ありがとうございました。

編集後記

桜の花が咲き始めました。

外は彩り豊かになりましたね。

さて、本年度も会員の皆さま方にはたいへんお世話になりました。

ありがとうございました。

夏に計画していましたが、郡親善球技大会は惜しくも中止となりましたが、定期総会、郡研修会と予定通りの開催ができました。

特に研修会は、初めて2部構成の講演を開催しました。

参加していただいた会員の方からは、とても好評でした。

来年度もお会いできることを楽しみにしています。



熊本県PTA共済からのお知らせ(財)熊本県PTA教育振興財団

自転車でもヘルメットをつけましょう！ 出会い頭の事故が約半数を占めています！

本共済P災コースでは、生徒の皆さんの登下校中の交通事故にも共済金を給付しています。毎年、交通事故の大半が自転車による走行中の事故です。自転車による走行は事故の被害者のみならず加害者にもなる可能性があります。無理な横断や追い越しなどの危険な行為も見られるため、道路交通法、自転車安全利用ルールを守りましょう。交差点での一旦停止による安全確認をお願いします。令和5年4月1日より施行される改正道路交通法により、**すべての自転車利用者に対し走行時のヘルメット着用が努力義務**となります。通学時以外でも自転車利用時にはヘルメットを着用し、命を守る努力をしましょう。

春休み期間のご注意：熊本県PTA共済は年度毎の加入となっています。本年度ご加入の共済期間は2023年3月31日

日までとなります。共済が適用される活動については、学校の卒業式後であっても、3月31日までの活動中の被災については共済が適用されます。

小学校6年生や中学校3年生などが、進学予定の中学校や高校などでの部活動などに3月中に参加する場合は、共済の対象とはなりません。また春休み中であっても、4月1日以後に本年度の学年、学級、部など実施される活動は、本年度の共済の対象とはなりませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症、活動中の「感染予防対策」を、常に基本として継続しましょう

感染の拡大が心配な新型コロナウイルス感染症です。無症状の感染者からの感染もあり、不織布マスクの使用が必要とされる場合には継続し、多くの人が密になって飲食をする、マスクの使用なしに室内の近距離で会話するなどの行為を避け、部屋の換気に努めましょう。

熊本県PTA共済に関するご質問やご連絡：共済の対象となる活動の範囲、事故発生時の手続き、様々な手続きに必要な書類など、お気軽にお問い合わせください。

熊本県PTA教育振興財団事務局
(共済契約の手続)：0800-200-5553 (共済金請求の手続)：096-223-7119